

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	学校開放施設使用料の還付の決定		
根拠例規及び条項	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 10 号)第 3 条第 2 項ただし書		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成 11 年教育委員会規則第 2 号)第 23 条	
	基 準	多治見市学校施設の開放に関する規則第 23 条に定めるところによる。	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5～15 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 5～15 日	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 1 日	最終変更年月日
備 考			